

## (高尾保育園) 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設と利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、当該施設の概要や運営方針等、重要な事項を説明するものです。

## 1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 北本福祉会
代表者氏名	木村 真二
法人の所在地	北本市 高尾8—180
法人の電話番号	048—591—8400

## 2 利用施設

施設の種別	(保育園)		
施設の名称	(高尾保育園)		
所在地	北本市 高尾 8丁目 180番地		
電話番号	048—591—8400		
管理者名	(園長) (木村 真二)		
利用定員(年齢別)	0歳児 3号 10名	3歳児 1号(12)名	2号12名
	1歳児 3号 12名	4歳児 1号(12)名	2号12名
	2歳児 3号 12名	5歳児 1号(12)名	2号12名
開設年月日	昭和54年 4月 1日		
認可年月日	昭和54年 4月 1日		

## 3 施設の目的・運営方針

施設の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉法第1条に定める児童福祉の理念に基づき運営する。</li> <li>② 集団生活の中で、自然との触れ合いを通して、豊かな人間性を育成する。</li> </ul>
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育に係わる専門職同士が協力して、それぞれの専門性を発揮しながら、養護と教育の一体的な展開を図り、保育の内容を高め、充実させる。</li> </ul>
提供する特定教育・保育の内容	<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p> <p>希望者に限り、ステーション保育、バス送迎の利用が出来ます。</p>

#### 4 施設・設備等の概要

敷地	全体	2110.17m <sup>2</sup>
	園庭	619.73m <sup>2</sup>
建物	構造	(木造、2階建て)
	延べ面積	579.43m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室	1室
	保育室	2室
	遊戯室	1室
	ほふく室	1室
	調理室	1室
	屋外遊戯室	m <sup>2</sup>
	便所	3室

#### 5 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長、園長、 所長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士	各クラス担任担当	10人	5人
調理員	給食、おやつ作り	1人	1人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	人	人
事務職員	事務及びバス運転	1人	人
看護師	体調不良の園児の保育及び各クラス担任の補助	人	人

※園児の人数により、保育士の人数は、変動します。

## 6 特定教育・保育の提供を行う日

提供する日 (開園日)	月曜日から土曜日まで	
提供時間 (保育時間)	保育標準時間	午前8時30分から午後4時30分まで 午前8時30分から午後0時30分まで
	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで 午前8時30分から午後0時30分まで
提供時間 (延長保育又は 時間外保育)	保育標準時間	午前7時から午前7時30分、午後6時30分から午後7時まで、午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後6時30分まで、午後0時30分から午後4時30分まで、午後4時30分午後5時00分まで
	保育短時間	午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後6時30分まで、午後0時30分から午後4時30分まで
提供を行わない日 (休園日)	日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで 園長が、認めた日	
その他	協力保育のお願いの時は、上記保育時間が短くなる事が有ります。	

## 7 利用者負担

利用者負担 (月額保育料)	居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
実費徴収	給食主食代 3歳以上児	(1回当たり)	円
	延長保育に係る費用午前	(1回当たり30分)	300円
	延長保育に係る費用午後	(1回当たり10分)	100円
その他	バス送迎	(1か月当たり)	2800円
	延長保育に係る費用午後 7時以降	(1回当たり10分)	1000円
			円
			円

## 8 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 利用の開始について

当保育園では、北本市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### (2) 利用の終了について

当園は、次の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 9 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

### (1) 内科及び歯科

当保育園は、次の医療機関と締結しています。

#### 内科

医療機関の名称	北本中央クリニック
医院長名又は医師名	鈴木 敏子
所在地	北本市本町6丁目232
電話番号	048-592-0712

#### 歯科

医療機関の名称	イノデンタルクリニック医院
医院長名又は医師名	猪野 千恵子
所在地	北本市新井3丁目371番地
電話番号	048-591-6480

### (3) 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	北本消防署
所在地	北本市本宿188-6
電話番号	048-592-5005

#### 【管轄する警察署】

警察署名	鴻巣警察署
所在地	鴻巣市東4-1-3
電話番号	048-543-0110

### (3) 非常災害対策

防火管理者	木村 真二
消防計画届出年月	毎年 2月
避難訓練	火災、地震を想定した避難訓練を月1回実施
防災設備	消火器、誘導等、火災報知機等を備えています。
避難場所	石戸小学校
緊急時の連絡手段	緊急時の場合には、電話クラス連絡網、ホームページで情報提供を行います。

## 10 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、次の措置を講じています。

- ア 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- イ 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

### (1) 賠償責任保険の加入

次の保険に加入しています。

保 険 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 の 種 類	園賠償責任保険、園児団体傷害保険
保 険 金 額	1事故につき、最大10億円、1名につき最大10億円

※災害共済給付制度へ加入します。(加入中断の意思が示されない限り、在学中は自動更新する)

### (2) 保育内容に関する相談・要望・苦情

受 付 担 当 者	各クラス担任
受 付 責 任 者	木村 真二
利 用 時 間	午前9時30分～午後4時
連 絡 先	電話 048—591—8400 FAX 048—591—8466
受 付 方 法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

### (3) 個人情報の保護に関する基本方針

別紙のとおり個人情報保護に関する基本方針を定めています。

当園は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童又はその家族に関する個人情報を保持する義務を負います。

当園で把握した個人情報は、その目的以外に使用することはありません。